四　法第十五条第一項（第一号に係る部分に限り、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による徴収の猶予（盗難にかかつたことによるものを除く。）又は法第四十四条の二、第七十二条の五十七の二第一項、第七十三条の二十五第一項、第百四十四条の二十九第一項、第三百二十一条の七の十三第一項、第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を法第六百二条第二項又は第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第六百三条第三項、第六百三条の二第五項若しくは第六百二十九条第五項若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第十条の規定による徴収の猶予に係る地方税又は森林環境税　その徴収の猶予の期限

五　督促手数料、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金　その納付又は納入の告知書を発した時

六　滞納処分費　その確定した時

七　第二次納税義務者又は保証人として納付し、又は納入すべき未納地方税等　その告知に関する文書を発した時

第八条　第八条を次のように改める。

削除

第八条の四を削り、第八条の四の二を第八条の四とする。

第四十八条の九の三の見出し中「の充当」を「による納付又は納入」に改め、同条第一項中「又は市町村民税」を「、個人の市町村民税又は森林環境税」に、「を当該」を「のうち法第三百十四条の九第二項後段に規定する還付をすべき金額（第三項において「還付をすべき金額」という。）により当該」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入する」に改め、同条第二項中「充当」を「納付又は納入」に改め、同条第三項中「控除不足額のうち第一項の規定による充当」を「還付をすべき金額のうち第一項の規定による納付又は納入」に改め、「に未納に係る地方団体の徴収金」の下に「又は森林環境税に係る徴収金（法第三百十四条の九第二項後段に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。第二号において同じ。）」を加え、「当該充当」を「当該納付又は納入」に、「をこれに充当する」を「によりこれらの徴収金を納付し、又は納入する」に改め、同項第一号中「又は市町村民税」を「、個人の市町村民税又は森林環境税」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入する」に改め、同項第二号中「控除不足額」を「還付をすべき金額」に、「充当を」を「納付又は納入を」に、「に充当する」を「又は森林環境税に係る徴収金を納付し、又は納入する」に改め、同条第四項中「第六条の十四第一項」を「第六条の十四の三」に、「充当」を「納付又は納入」に改め、同条第五項中「充当」を「納付又は納入」に改める。

第四十八条の九の四第一項中「充当」を「納付又は納入」に改める。

第四十八条の九の五第一項中「充当又は」を「納付若しくは納入又は」に、「においては」を「には」に、「当該充当」を「当該納付若しくは納入」に、「充当をする」を「納付又は納入をする」に改める。

第四十八条の九の六の見出し中「道府県民税又は市町村民税」を「個人の道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税」に改め、同条中「充当」を「納付又は納入」に、「においては」を「には」に「道府県民税又は市町村民税」を「個人の道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税」に改める。

第四十八条の九の十五第七項中「においては」を「には」に改め、同項の表中「還付又は充当する」を「還付し、又は納付し、若しくは納入する」に改める。

第四十八条の九の十六第十一項中「においては」を「には」に改め、同項の表第四項に規定する場合（第六項本文に規定する場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）に限る。）の項から第四項に規定する場合（第六項本文に規定する場合を除く。）の項までの規定中「還付又は充当する」を「還付し、又は納付し、若しくは納入する」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　都等の特例等

第四章中第五十七条の前に次の節名を付する。

第一節　都等の特例

第四章に次の一節を加える。

第二節　個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の賦課徴収に関する調整

（個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金の払込みの方法等）

第五十七条の四の二　市町村が法第七百三十九条の四第二項の規定により毎月道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金（同条第一項に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）の額は、前月中に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。第三項において同じ。）（第五項において「前月の徴収金の合算額」という。）を、当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額（市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村（以下この項及び第五項において「存続市町村」という。）にあつては、当該存続市町村が当該年度において徴収すべき額のうち当該年度の収入額となるべきものとして課されたものをいう。以下この項において同じ。）の合計額、当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額及び当該年度の収入額となるべき森林環境税の課税額の合計額の割合（以下この条において「按分率」という。）で按分して算定した額とする。

2　前項の按分率は、当該年度の三月三十一日現在において算定した率によるものとする。

3　第一項の規定により、当該年度の四月から六月までの月において払い込む場合には、当該年度の前年度の三月三十一日現在において算定した按分率により、当該年度の七月から三月までの月において払い込む場合には、当該年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税の課税額が最初に納付され、又は納入されるべき期限の到来する月（次項及び第五項において「最初の納期限の月」という。）の末日現在において算定した当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税（法第五十条の二の規定により課する所得割を除く。）の課税額の合計額、当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税（法第三百二十八条の規定により課する所得割を除く。）の課税額の合計額及び当該年度の収入額となるべき森林環境税の課税額の合計額の割合（次項において「特定按分率」という。）によることができるものとし、当該年度の収入額となるべき分として市町村に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の合算額（以下この項において「当該年度の徴収金の合算額」という。）のうち当該年度の三月三十一日現在において算定した按分率により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額と既に払い込んだ個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額（法第七百三十九条の五第一項又は第二項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）の規定により道府県が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合には、当該徴収金の額を含む。）との間に過不足がある場合又は当該年度の徴収金の合算額のうち当該年度の三月三十一日現在において算定した按分率により道府県に払い込むべき森林環境税に係る徴収金の額（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第十四条第一項の規定により市町村の払込予定額（同項に規定する市町村の払込予定額をいう。以下この項において同じ。）の総額から控除された額がある場合には当該額を除き、同条第三項の規定により市町村の払込予定額の総額に加算された額がある場合には当該額を含む。）と既に払い込んだ森林環境税に係る徴収金の額（法第七百三十九条の五第一項又は第二項の規定により道府県が徴収した森林環境税に係る徴収金がある場合には、当該徴収金の額（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第十四条第二項の規定により都道府県の払込予定額（同項に規定する都道府県の払込予定額をいう。以下この項において同じ。）の総額から控除された額がある場合には当該額を除き、同条第三項の規定により都道府県の払込予定額の総額に加算された額がある場合には当該額を含む。）との間に過不足がある場合には、当該年度の翌年度の四月から六月までの月において払い込むべき額で清算するものとする。